JAPAN/ICOMOS INFORMATION

第２期　第５号

平成２年８月１５日　発行

諸報告

◎１９９０年度第２回理事会

日時：１９９０年（平成２年）６月３０日（土）午後５時～７時半

会場：プレスセンタービル９階、日本記者クラブ

出席者：坪井清足委員長、石井昭、石沢良昭、伊藤延男、稲垣栄三、木原啓吉、陣内秀信、西村幸夫、羽生修二、益田兼房、渡辺勝彦、渡辺保弘の各理事

議　事

Ｉ報告事項

１）イコモス本部執行委員会報告（伊藤理事）

①６月２０日のパリの本部執行委員会に出席。

②イコモス本部事務局の運営体制における問題点についての説明。

③各国国内委員会は世界的に統一された規約のもとで運営されるべきを執行委員会で提案した。

④次期ガゾラ賞選考委員に日本から千原大五郎先生が指名された。

２）本部宛て報告書作成報告（石沢・伊藤両理事）

①３月に開催された朝日新聞主催国際シンポジウム（『危機に立つアンコール遺跡を考える』）の東京アピールをまとめイコモス本部へＦＡＸにより報告した。内容は次号本部ICOMOS INFORMATIONに東京アピールとして掲載予定。（石沢理事）

②パリ本部より、イコモス・インフォメーションの為の原稿を誰かに依頼して欲しいとの要請が伊藤理事宛てにあった。期日が切迫していたので、同理事が作成して本部へ提出した。内容は伊藤延男理事が、日本の建造物の保存について、その研究のため滞在中のノールウェイ・トロンハイム大学ノールウエイ工学研究所教授ラールセン博士と対談した。（伊藤理事）

３）庶務報告（渡辺理事）

前回の理事会(4/23)で入会推薦のあった６名の各氏からすべて入会申し込みがあり、新規に会員登録された。６名の各氏は以下のとうり。

井手久登氏（東京大学農学部教授・和光市本町31-4-412）

白井彦衛氏（千葉大学園芸学部教授庭園学・松戸市常盤平 2-32-1-A401）

田畑貞寿氏（千葉大学園芸学部教授造園学・武蔵野市吉祥寺本町3-10-8）

田原幸夫氏（日本設計建築設計部主任技師・浦安市入船6-1-1117）
中村　一氏（京都大学農学部教授・八幡市男山金振13-4）
福川裕一氏（千葉大学工学部助教授・江戸川区清新町1-1-3-1103）

4）広報報告（益田理事）

日本イコモス国内委員会会員名簿（住所録）を現在制作中。遅くとも本年11月までには全会員に発送する。本理事会では、サンプルを提出。

5）事業報告（稲垣理事）

当理事会に先立って開かれた1990年度第１回研究会（『文化遺産の保存にかかわる国際協力のあり方』・プレスセンタービル９階、6/30PM1:00～5:00）は盛会。研究会の内容をICOMOS INFORMATIONに掲載報告する。

6）会計報告（石井理事）

①５月２２日に本部へ1989年までの本部登録会員（97名）の会費を送金した。

②６月２６日に1990年度新入会員（28名）の入会登録書を郵送し、併せて会費を送金した。

③現時点での本部登録会員は合計１２５名。

④国際イコモス総会に出席予定の委員長・理事等へ、旅費の一部をイコモス研究振興基金から限定して補助支給することとなった。

7）会員報告（木原理事）

町並み保存についての活動、ユネスコ日本信託基金の件、グリーン・ピース、National Trust等について、国内外の文化財に関する報告があった。

Ⅱ審議事項

1）国際イコモス総会（1990年10月 6日～11日、スイス・ローザンヌ）への準備

①カントリーレポート提出の件

②投票権（１８票）行使に必要な最低３名の出席者の確保。現在、理事会からは坪井委員長、伊藤本部執行委員、稲垣理事、陣内理事の出席が確定。

③日本イコモスからの参加人数を確認するために事務局が会員に参加問い合わせ書を発送する。不参加の会員からは委任状をいただくように呼びかける。

2）自然保護および文化遺産保存の件

JAPAN ICOMOS CHARTER の作成の必要性を検討した。

3）研究会活動の件

研究会活動の活発化をはかりたい。今回（1990年度第１回）の研究会は、事前に会員以外への参加呼びかけが消極的であったにもかかわらず、多くの方々が参加された（会員18名、会員外７名）。こうした出席状況からイコモスの活動の意義あるいは重要性が示されたと思われる。これからも２ケ月に１回程度の開催を実現して行く予定。また、会員外の多くの方々にも積極的に参加を呼びかけ、文化遺産保護の為の非政府国際機関としてのイコモスの役割を確認し、その具体的活動をすべきである。次回は９月ごろに西村理事のタイの文化財保護などの問題

を中心に研究会開催を予定。

4）本部イコモス作成の Profile Diskettes購入の件

本部よりイコモスの活動のデーター・ベース（Profile Diskettes)購入の問い合わせがあった。考古、建築等多数の分野別に独立したもので、現時点では標題の紹介提示にとどまっており、その内容は明らかではない。利用については、コンピューター（機種指定・ＩＢＭ）を使用。使用法は本部が指定する海外の特定の研究者から教授され、使用マニュアル等は無い模様。このため、より詳細な内容の確認を待って購入の可否を決定。内容は、西村理事が本部の指定するタイの研究者に問い合わせ確認を試みる。

5）海外からの通信文書の処理の件

事務局にはイコモス本部からの事務的通信のほかに、海外各国からの活動報告、研修会の参加募集などの諸通信が寄せられてくる。これらの内容を会員に定期的（希望）に目録を掲げて通知し、興味のある方は閲覧できるように取り計らう。

6）その他

①日本イコモス国内委員会の委員会規約を新会員に送付する。

②会員増員の件；今後とも会員の増員をはかるべきかどうか検討した。

以上

◎事務局通信

6/29に事務局に UNITED STATES OF AMERICA からの来訪者あり。CHERILYN E. WIDELL女史，CARIFORNIA FOUNDATION PRESERVATIONに勤務する方。女史の肩書きはHistoric Preservation and Rehabilitation Consultant ，日本には観光と日本のイコモス活動の調査をかねて来日。事務局に対しては、日本イコモスの活動についての質問が主であった。また、事務局に以下に示すアメリカでの保存活動の資料を提供された。

1. Preservation:TAX INCENTIVES FOR HISTORIC BUILDINGS
(U.S.Department of the Interior National Park Service,National Conference of State Historic Preservation Officers)

2. NATIONAL REGISTER BULLETIN 24:Guidelines For Local Surveys / A Basis For Preservation Planning / Techinical information on comprehensive planning,servey of cultural resources,and registration in the National Register of Historic Places
(U.S.Department of the Interior National Park Service Interagency Resources Division)

3. The Secretary of the Interior´s / Standards for Rehabilitaion and Guidelines for Rehabilitating Historic Buildings <Revised 1983>
(U.S.Department of the Interior National Park Service Preservation Assistance Division Washington,D.C.)

4. PRESERVATION BRIEFS, Rehabilitating Historic Storefronts
(U. S. Department of the Interior Ntional Park Service Preservation Assistance Devision Techinical Preservation Services)

以上の資料に対して興味をお持ちの方は事務局までご連絡ください。

◎研究会開催のご案内

第２回研究会を下記のように開催致します。この問題に関心のある方の多数の参加が得られますよう、ご案内します。会員外の方の参加も歓迎いたします。なお、点線内を切り取ってご案内にお使いいただければ幸いです。

JAPAN／ICOMOS

International Council on Monuments and Sites

日本イコモス国内委員会９０年度第２回研究会のご案内

タイにおける保存の手法としての ヒストリカル・パーク

●日時：１９９０年9月２６日（水）　午後６時３０分～８時３０分

●場所：学士会館・３０７号室　TEL 03-292-5931

＜東京都千代田区神田錦町３－２８、
半蔵門線・都営三田線・都営新宿線神保町駅下車５分
東西線竹橋駅下車８分＞

●研究会　「タイにおける保存の手法としてのヒストリカル・パーク」
講師　西村幸夫

報告者：石沢良昭理事

◎報告

国際シンポジウム
「危機に立つアンコール遺跡を考える」

アンコール遺跡の救済に関する東京アピール

日時：１９９０年3月1日（木）・2日（金）
会場：東京築地朝日ホール

1．　２０世紀末の世界は、人間生活のあらゆる側面で急速に変化しつつあり、人類はこの変化に対応して自主性を確保しようと努力している。現代は、科学・技術・経済の世界化の時代であり、人類はそれをよりよき未来のために受け入れつつある。

しかし、よりよき未来は過去との連携なしに実現するものではない。このような状況の中で、文化遺産は人類に対して、個人的にも集団的にも、時間的、空間的存在の根拠を提供し、それが地球上何処にあっても、その地域だけでなく、世界の人々が探求する価値を明らかにし、豊かにしてくれるものである。

2．　アンコールワットおよびアンコールトムを含むアンコール遺跡は、クメール人によって９世紀から１３世紀に掛けて、その大部分が創建されたもので、当時の建築、芸術、宗教、学術、宇宙論、政治、経済、社会の分野における才能の最高の表現である。これらの遺跡は、歴史を通じてカンボジア人に思考と行動の枠組みならびに芸術的創造のインスピレーションと様式を提供してきたもので、カンボジア人にとってかけがえのない文化遺産である。これらの遺跡は、カンボジア史の貴重な証拠品であるとともに、カンボジア人の歴史意識と精神的文化的生活を豊かにしている。

3．　普遍的な文化的自然的遺産は、世界の人々が継承してきた各種の遺産により、また、人類全体にとってかけがえのない価値をもつ優れた作品により構成されている。アンコール遺跡が、この普遍的遺産の不可欠の構成分子をなし、また、普遍的遺産を多様化し、人類史と文明全体を豊かにする要素を提供していることを否定するものはいないであろう。

4．　アンコール地域には、総数６０に及ぶ建造物が後世のために保存すべきものとして登録されている。それらのいくつかは大規模で、砂岩、ラテライトおよび煉瓦で造られており、およそ３００平方キロメートルの熱帯雨林に覆われた広い地域に散在している。

5．　これらの建造物とそれを飾る彫刻は、自然の暴力即ち熱帯の強烈な太陽、モンスーン地域の豪雨、高温多湿、休息に成長する樹木、下生え、かび、およびこうもりや鳥類の排泄物により急速に損傷され、一部は回復不可能なまでに

破壊されている。

6．　これらの建造物と彫刻の損傷と破壊は、人為的暴力とくにカンボジアが政治的社会的大混乱に陥った1970年代に維持管理が中断されたり、火器による浮彫の掃射によって進行した。

7．　さらに、遺跡の一部をなす彫刻が、欲にかられたものにより盗まれ、その件数は監視人、特に国境における管理体制の不足とあいまって増加しつつある。

8．　アンコール遺跡は保存されねばならない。この地域の自然的および人為的環境はそこにある遺跡と住民の生活に歴史的、生態的条件を与えてきたのであるから、これらの遺跡はその環境とともに保存されるべきである。

9．　アンコール地域には多くの古典的、民族的芸能や造型芸術の伝統文化がある。それらの一部は、建造物の彫刻として表現されているが、大部分は口頭により伝えられて来たために、歪曲、滅失の危険にさらされている。それらの保存を、記録、研究、復原、上演、普及を通じて速やかに行い、アンコール地域の文化的環境を豊かにする必要がある。

10.　アンコール遺跡とその文化的、自然的環境は、カンボジア人が自己の歴史と文化および生活における自主性の回復にとって不可欠の文化的自然的遺産となっているから、原則としてカンボジア人自身によって保存されなければならない。

11.　カンボジア人は、アンコール遺跡に関する彼らの責任を自覚し、1980年代始めからその修復保存に努力を傾けてきた。しかし、遺跡の巨大さ、数の多さ、接近の困難さ、自然的、人為的暴力、人的財政的物的資源の不足および政治的経済的社会的悪条件など、多くの困難に直面している。

12.　アンコール地域の文化的自然的遺産の保存のために、カンボジア人は大規模な国際援助を緊急に必要としている。

13.　国際社会は、ユネスコの主催と調整を通じて、世界の多くの遺跡と自然的、人的環境の保存に貢献してきた。国際社会は、アンコール遺跡救済のために、ユネスコを通じて協力するべきである。

14.　ユネスコが採択した遺跡保護に関する勧告と条約に盛り込まれている理念、概念および方法は、アンコール遺跡の保存に有効に適用しうる。特に、アンコール遺跡保存の有効な方法のひとつとして、ユネスコが1972年に採択した世界の文化的自然的遺産保護条約に規定される世界遺産リストにいずれこれらの遺跡を掲載するべきである。

15.　以上の諸点を考慮し、外務省、文化庁、上智大学アジア文化研究所、日本ユネスコ協会連盟の協力を得て、朝日新聞社により1990年 3月 1日および 2日に東京の朝日ホールで開催されたアンコール遺跡救済を考える国際シンポジウムのわれわれ参加者は、次の通り訴える。

16.　カンボジア人に対して、

a．多くの困難にもかかわらず、アンコール遺跡とその地域の住民の生活と文

化と集落および自然的人為的景観と生態系を修復保存する作業を続け、強化すること。

b．そのため、アンコール遺跡の保存に基本的重要性を持つ歴史的、建築的、考古的研究事業を含むアンコール地域の総合的研究保存開発計画を立案すること。

c．この計画を、国の開発計画の中に最優先順位をつけて組み込むこと。

d．この計画のあらゆる段階に、特に芸術大学の強化を含めて、カンボジア人の養成方策を組み入れること。

e．アンコール地域の古典的、民族的芸能や造型芸術を記録、研究、復原、上演、普及を通じて保存すること、および

f．アンコール地域を、いずれカンボジアにおける文化保存発展特別地域として指定することの当否について検討すること。

17.　ユネスコに対して

a．カンボジアの国内的国際的状況が許せば、アンコール遺跡修復保存のために、速やかに可能な最大限の援助を、カンボジア人に与えること。

b．第25回ユネスコ総会（パリ、1989年10月～11月）決定事項の範囲内で、アンコール遺跡保存に関して、特にカンボジア人の養成、研究資料の調査出版、学術的技術的情報の収集に携わる世界の組織、機関およびグループを支援するための活動、および遺跡と彫刻の目録作成支援の活動を速やかに開始すること、

c．文化財の不法輸出入および所有権移転禁止条約の下で、この歴史的地域に属する文化財の返還回復を援助すること、および

d．上記決定事項の範囲内で、アンコール遺跡の保存にいずれ貢献するための国際協力機構の設立に援助を与えること。

18.　世界のマスメディアに対して、

a．アンコール遺跡の優れた価値とその損壊の危機的状況を報道し、および

b．遺跡救済の緊急制と、募金その他の活動によってカンボジア人を援助することの必要性に大衆の注意を喚起すること。

19.　世界の人々および政府に対して、

a．アンコール遺跡救済のために、カンボジア人とユネスコに対して精神的支持を与えること、および

b．関心ある人々がアンコール遺跡救済を援助するための自発的な組織を作り、金銭的、物的拠出および技術的貢献をするように激励し、支持し、さらに、自国政府に対して彼らを支援し、カンボジア人に援助を与えるよう要請すること。

20.　とくに日本国民と政府に対して、

a．アンコール遺跡の修復保存事業への日本の支援を、日本国民のカンボジア国民に対する友好促進のための最大の国際文化事業として位置付け、さらに

人類の文化的自然的遺産保護事業への日本国民の参加の重要な側面として位置付け、

b．そのために必要な組織を作り、拠金し、さらにカンボジア人によるアンコール遺跡保存に必要な人材の養成、歴史的文化的技術的研究の実施、遺跡と彫刻の目録の作成、および資料、器材、資材の確保に関して、彼らを援助するための事業計画を立案し、実施し、とくにボランティア活動を行うこと、および

c．選ばれた遺跡の修復、発展事業にいずれ参加するための準備を開始すること。

21.　さらにわれわれは、カンボジア人の幸福にとって、またカンボジア文化全体特にアンコール遺跡の保存発展にとって不可欠な平和が速やかにカンボジアに回復されることを切に望む。

（以上・本部 ICOMOS INFORMATION 次号に掲載予定）

◎報告　　報告者：益田兼房

１９９０年度第１回研究会

『文化遺産の保存にかかわる国際協力のあり方』

日時：１９９０年6月３０日（土）　午後１時～５時
会場：プレスセンタービル９階

1　基調報告と問題提起（13:10 － 15:10）
◆マルカタ王宮跡（エジプト）調査の経験から　渡辺保忠
◆サナア（北イエメン）旧市街保存計画をめぐって　石井　昭
◆東南アジアの二三の遺跡を通してみた遺跡保存の問題点　伊藤延男
2　討議（15:30 － 16:50）　司会　稲垣栄三

概要

1990年 6月30日、日本プレスセンタービルにおいて、1990年度第１回日本イコモス国内委員会シンポジウムが開催された。稲垣栄三副委員長の司会のもと、参加会員は19名、その他にも若干名の参加があり、盛会の下に幕をとじた。

今回は、海外と日本との関係、および日本イコモス国内委員会が為すべきことについて、海外で遺跡発掘や研究調査の経験を持つ渡辺保忠氏（早稲田大）、石井　昭氏（都立大）、伊藤延男氏（神戸芸工大）の３氏に当時の体験を語ってい

ただき、それをもとに出席者を交えて討論会を行なった。以下に発表の概要を示す。

・坪井清足委員長挨拶

氏は文化庁での経験を元に、日本の遺跡保存の新しい方向として、現状維持保存から歴史的公園整備へと変化しつつあることを取りあげ、保存に際して遺跡復原をどこまで行なうべきかという問題など、国内でも保存の哲学が論じられるべき状況があることを提示された。

・渡辺保忠氏－海外学術調査における遺跡保存の問題点－

（エジプト・マルカタ遺跡の場合）

氏は昭和46年から昭和62年にかけて行われた早稲田大学エジプト調査隊に参加され、ルクソール近傍のマルカタ王宮の発掘に立ち会われた。その結果、多くの成果を挙げられたが、発掘に伴う遺跡の破壊と、復原作業を行なうための資金が考慮されていない現状の海外学術研究調査費（主として科研費）の不備を強く主張された。

・石井　昭氏－サナア旧市街保全計画をめぐって－

氏は現在進行中のサナア旧市街保全計画協力プロジェクトに計画スタッフとして参加され、旧市街文化財の調査等を行なわれた。その経験を通されて、氏は日本のＯＤＡ（政府開発援助）が文化遺産保存修理事業に向けられていないことが、他の先進国と比べて日本の立場を見劣りするものにしていることを問題点として強調された。

・伊藤延男氏－アジア各地の遺跡保存とイコモス

氏は自らのアジア各地での経験を通して、アジアという地域の複雑さを述べられた。宗教問題や使用材料の問題、援助を受ける当国の文化財に対する姿勢の相違、西欧諸国の文化財保存協力事業の功罪等を挙げられた後、文化財保存先進国としての日本がアジア諸国に対して真にすべきことは、企画・マネージメント能力の協力であるとまとめられた。また、文化庁を筆頭とする政府関係各機関において、未だ遺産保護に関する国際協力の政策が十分確立していない現在の状況では、それを補うための日本イコモス国内委員会＝情報集積所の存在意義が重大であることを強調された。

・討議

討論会では発表された３氏の提案を元に、日本のＯＤＡの問題点と日本イコモス国内委員会の持つべき姿勢についてという２点について討論が為された。

発表された３氏はそれぞれの補足をする形で意見を述べられたが、共通して、日本イコモス国内委員会に、情報集積所及び拡散所として活発な活動を希望し、

更にＯＤＡに積極的に関与すべきであり、先進国の中では日本が唯一批准できていない、ユネスコのWorld Heritage Convention （世界文化遺産自然遺産保護条約）の批准を政府に呼び掛ける中心になるべきであるとの見解が示された。海外での保存事業実施経験を持つ各氏からも同様の意見が述べられ、特に現行ＯＤＡの文化財に対する認識の低さが強く訴えられた。

また、海外で活動する場合に付きまとう「異文化との接触」という問題や、ベニス憲章などの文化財に関する国際的取決めの持つ限界や問題点、発掘に伴う遺跡の破壊という問題も提示されたが、これは一概に結論を出せる問題ではなく、今後も日本イコモス国内委員会の中で議論されるべき点として残された。

（出席者　会員18名、非会員 7名、計25名）

1990年度第１回研究会(6/30)開催風景